

## 青森県過疎対策研究会設置要領

### (目的)

第1 過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効期限を迎えることを見据え、本県過疎地域の現状及び課題を整理するとともに、本県の実情に即した新たな過疎対策の検討を行うため、青森県過疎対策研究会（以下、「研究会」という）を設置する。

### (検討事項)

第2 研究会は、次の事項について調査、検討等を行う。

- (1) 本県の過疎地域の現状及び課題に関する事項
- (2) 本県の実情に即した新たな過疎対策に関する事項
- (3) その他座長が必要を認める事項

### (組織)

第3 研究会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、この研究会の目的が完了するまでとする。

### (運営)

第4 研究会に座長を置き、市町村課長が座長を予め指名する。

- 2 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

### (事務局)

第5 研究会の事務は、青森県総務部市町村課及び全国山村過疎地域振興連盟青森県支部が共同して行う。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

別紙（第3関係）

青森県過疎対策研究会 委員名簿

氏名	所属・役職名
いわぶち けん 岩渕 健	今別町 企画財政課長
かまた ひさし 鎌田 寿	五所川原市 企画課長
きのした ひろみ 木下 弘美	風間浦村 企画財政課長
こぐれ ゆういち 木暮 祐一	青森公立大学経済経営学部 准教授
しぶや なおこ 澁谷 尚子	企業組合でる・そーれ
たけがはら あきら 竹ヶ原 公	NPO 法人ひろだいいりサーチ 理事長
はしもと くに 橋本 邦夫	野辺地町 地域戦略課長
ふくだ ひろみ 福田 博実	田子町 総務課長
ふじさき ひろゆき 藤崎 浩幸	弘前大学農学生命科学部 教授
みかみ しん 三上 眞	西目屋村 総務課長

（委員は五十音順、敬称略）